必要な手続きがある場合はこの用紙をご利用ください

（送付先）〒102-8588　東京都千代田区三番町6-8
警察共済組合本部年金相談センター　行

年金関係書類等の依頼書

年金証書記号番号	8 6 8 5 — 0 0 0				
フリガナ 受給者氏名		印	生年月日	明・大・昭・平 年　月　日	
フリガナ 請求者氏名		印	受給者との関係	配偶者 その他（　　）	
住所 （送り先）	〒 電話　（　　）				

ご依頼の際、返信用封筒（82円切手を貼ったもの）を同封してください。

請求を希望する1～3の□にレ印を付してください。

□ 1. 年金証書の再交付申請

理　由：

□ 2. 年金関係書類の交付申請

該当するア～オに○を付し、必要事項を記入してください。

理　由：

ア. 源泉徴収票（平成　　年分）
イ. 年金額改定通知書（平成　　年分）
ウ. 年金振込通知書（平成　　年　　月通知分）
エ. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
オ. 支給額証明書（平成　　年分）

□ 3. 各種届出

・必要な送付依頼事由に○を付してください。　・関係書類を送付いたします。

1. 住所等の異動に伴う届出		
ア. 振込金融機関の変更（統廃合等を含む）	イ. 改氏名又は受給代表者の変更	
ウ. 住所の異動	エ. 住居表示の変更	
2. 国会議員若しくは地方議会議員になられたとき		
国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届		
3. 雇用保険関係（65歳までの退職共済年金（老齢厚生年金）に限ります。）		
基本手当受給のために求職の申込みをしたとき		
4. 加給年金関係（加給年金額対象者である配偶者又は子に限ります。）※		
ア. 死亡・離婚	イ. 子が婚姻（養子縁組）	ウ. 養子を離縁
エ. 受給者との生計維持関係がなくなったとき（年収が850万円以上となったとき、別居等）		
5. 加給年金関係（加給年金額対象者である配偶者に限ります。）		
ア. 配偶者が自分自身の年金を受けるようになったとき （老齢基礎年金及び65歳以降受給することとなる年金は除く）		
イ. 配偶者が受けている年金が全額停止されたとき		
ウ. 配偶者が受けている年金の全額停止が解除されたとき（一部支給の場合も届出は必要）		

※既に加給年金額が加算されていない方の届出は必要ありません。